

## あいち海上の森センターの管理運営についての検討状況について

○行政改革の推進にむけた外部有識者による公開ヒアリング（H27.10.28）結果

- ①センター設置から10年間の成果と課題を踏まえ、改めて今後のコンセプトを明確化し、必要に応じて見直し、充実も検討すべき。
  - ②海上の森に限定した取り組みではなく、モデル的な拠点として、人材育成などその効果を県全域に幅広く波及させるような取り組みも検討すべき。
  - ③海上の森条例の趣旨に沿った形で、協働の促進に資するならば、県営に固執せず、指定管理者制度の導入も含めて検討すべき。
- との意見が出され、再検討することとなった。

### 1 あいち海上の森センター（以下、センター）の管理運営の考え方について

- ・ 愛知万博開催前から、海上の森の保全・活用のあり方について、県が中心となり関係者と調整を行ってきた。

その結果、**条例を制定**し、万博の理念を風化させることなく、海上の森を愛知万博記念の森として、**県と県民等の協働により、将来にわたって、保全・活用に取り組むこと等を県の責務として位置づける**とともに、その拠点としてセンターを設置した。

### 2 指定管理者制度とは

- ・ この制度は、平成15年から始まり、多様化する住民ニーズに、より**効果的、効率的**に対応するため、**公の施設**の管理を**民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等**を図ることを目的としている。

具体的には、公園、体育館、運動場、その他宿泊施設等が挙げられる。

### 3 平成28年3月30日付け海上の森運営協議会（芹沢座長名）意見書の概要

ア 万博理念である「人と自然の共生」を里山という場を通して具体化させるため、県自らが先頭に立って維持発展させることが県の重要な責務

イ 里山の保全と活用のあり方は、十分な方策が確立されておらず、長期的な視点を持つことが不可欠であり、将来を見通した県の管理運営のもとで、ノウハウの蓄積が必要

ウ 「県と県民等との協働」による活動をモデルケースとするために課題の洗い出しと克服する工夫を重ねている段階であり、片方の当事者である県が直接的に関わる必要がある

エ NPO法人海上の森の会が指定管理者となるには荷が重い。  
 以上により、指定管理者制度を導入することは事実上困難である。

#### 4 指定管理者制度の導入に関する県総務課の主な意見

- ・直営でやるしかない理由として、①受け手がないことと②理念的なことという印象を受けるが、指定管理が本当にやれないのかという疑問が解けない。理念を条件にすれば指定管理でできるのではないか。
- ・県がやっている役割を協働組織などにやってもらうなど県の役割を縮小していくべきではないか。指定管理者とした場合、センターに残る業務は何か。
- ・NPO又は民間会社が指定管理者となっている公の施設もある。
- ・指定管理すれば、サービス向上、経費の削減、契約の包括化等で効果は出るはず。
- ・現地に県職員が常駐する必要はないのではないか。

#### 5 想定される主な論点

海上の森を里山の保全と活用のモデル的な拠点とする必要がある。

- 人材育成（何をするどのような人材か、いつまでに何人なぜ必要なのか、これまでの成果は何か、育成した人材の活用方法は何か）
- 里山の保全と活用のノウハウの確立（これまでの蓄積、課題や克服する工夫は何か、今後の予定は何か、これまでの成果は何か、波及成果は何か）
- 人材育成や里山の保全と活用のノウハウの確立に必要な県の関与の形態（直営である必要性は何か、県職員が常駐する必要性は何か）

#### <参考> センターの業務体系

区 分	主な業務内容
[海上の森の保全] 海上の森の 将来にわたる保全	○自然環境調査 ○森林・農地の整備
[海上の森の活用] 森林や里山の学習と交流 の拠点づくり	○森林や里山の展示・情報を学習・発信できる施設 ○体験学習の実施 ○森林・里山整備のための人材育成
[センターの管理運営] 施設の整備と運営	○本館、遊歩施設、里山サテライト等の活用・管理 ○運営協議会の設置
協働と連携	○県民参加組織（NPO 法人海上の森の会等） ○小中高等学校・大学、企業、地域等との連携
計画の進行管理	○PDCAサイクルによる進行管理 ○取組の実施状況の周知・情報発信

# 海上の森センターの管理運営について検討状況

## 1 指定管理者制度の導入に関する県総務課の意見

- (1) 直営でやるしかない理由として、①受け手が無いことと②理念的なことという印象を受けるが、指定管理が本当にやれないかという疑問が解けない。理念を条件にすれば指定管理でできるのではないか。
- (2) 県がやっている役割を協働組織にやってもらうなど県の役割を縮小していくべきではないか。指定管理者とした場合、センターの残る業務は何か。
- (3) NPOまたは民間会社が指定管理者となっている公の施設もある。
- (4) 指定管理すれば、サービス向上、経費の削減、契約の包括化等で効果は出るはず。
- (5) 現地に県職員が常駐する必要はないのではないか。

## 2 想定される主な論点

海上の森を里山の保全と活用のモデル的な拠点とする必要がある。

- (1) 人材育成(どのような人材を育成するのか、なぜ必要か、これまでの成果、育成した人材の活用方法など)
- (2) 里山の保全と活用のノウハウの確立(課題を克服する工夫、これまでの成果、波及効果など)
- (3) 人材育成や里山の保全と活用のノウハウの確立に必要な県の関与の形態(県直営の必要性、県職員が常駐する必要性など)

## 3 あいち海上の森センターの現状

課題1		①何を、どのような人材を育成するのか	②これまでの成果は	③育成した人材の活用方法は何か
人材育成について	海上の森を里山の保全と活用のモデル的な拠点とするための人材育成	ア 森林、農地、水辺地等の多様な自然環境を有する森林・里山の保全と活用を進めるため、環境学習活動、森林育成活動、里山保全活動などを実践する能力を総合的に兼ね備えた指導者の育成。	ア 座学中心のプログラム あいち海上の森大学 (H19～H27) 251名 イ 目的を絞った実習中心のプログラム あいち海上の森大学 (H28) 125名 あいち海上の森アカデミー (H29～H30) 119名	ア 海上の森大学や海上の森アカデミーの講座の受講者が、講座の修了後に海上の森やそれぞれの地域で森林・里山の保全や活用に関わることを目指している。 イ 修了生は海上の森やそれぞれの地域で森林・里山の保全と活用に関わる活動を行っている。 ウ H28から行っている目的を絞った実習中心のプログラムでは、その修了生が海上の森で森林整備や自然教育などの活動している。 エ 当センターは修了生の自主的な活動に際して企画の相談や場所の提供などのサポートを実施。
課題2		①これまでの蓄積、課題を克服する工夫はどのようなことをやってきたか	②これまでの成果は何か 波及効果は何か	③今後どのようにしていくのか
手法の確立について	里山の保全と活用のノウハウ(手法)の確立	ア H18より継続して海上の森の保全と活用を目的とした自然環境調査を実施。 イ NPO等の県民や企業、大学機関等が関わりながら海上の森の保全と活用を進めてきた。 ウ H28から海上の森に限らず身近な自然や環境などに関する手軽な話題提供の場としてミニセミナーの開催。	ア 自然環境調査の成果の蓄積を「海上の森調査報告」として取りまとめ結果を公表(第7号)。 イ 名古屋大学、名古屋工業大学、愛知工業大学、愛知学院大学、東洋蝙蝠研究所などが海上の森で調査研究を実施。 ウ NPO法人海上の森の会との長年の協働により「里と森の教室」のような休耕地の活用や「調査学習会」のような自然観察等のイベントを実施。 エ 企業との連携事業は延べ13社と実施、現在8社が活動継続中。企業のCSR活動の一環で森林整備や木材利用の木工教室、休耕地の利用による農業体験などを実施。 オ ミニセミナーは9月末までに25回開催。新たな活動を生み出すと共に海上の森の新たな魅力の情報発信の場となっている。	ア 海上の森530haの自然環境の保全を各方面の協力を受け模索しながら万博以降実証し進めてきた。今後も総合的に県が主体となって進めていく。 イ 自然環境調査などの海上の森に関する調査研究や「県と県民等との協働」による活動など、県が主体となって取り組むために多様な里山の保全と活用のノウハウを積み上げてきた。今後も長期的な視点で継続して進めていく。
課題3		①県の直営である必要性はどういった理由か	②県職員が常駐する必要性はどういった理由か	

課題 1	①何を、どのような人材を育成するのか	②これまでの成果は	③育成した人材の活用方法は何か
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">県の関与の形態について</p> <p>人材育成や里山の保全との活用手法の確立に必要な県の関与の形態</p>	<p>ア 海上の森は植木センター・緑化センター・森林公園・愛地球博記念公園など違い、「海上の森条例」に基づき530haの森林、農地、水辺地などにおける多様な自然環境を、その地域の自然的条件に応じて県民等が県と協働し適正に保全及び活用しなければならぬ特別な条件を有する場所である。</p> <p>イ 県民との協働において、県の役割として責任ある関わりを果たす必要がある。</p> <p>ウ 愛知万博以降十数年にわたり県が直営により関係者と協働し海上の森の保全と活用を進めることで、地元や関係者との信頼関係を培ってきた、県がこれを止めることは今まで協働してきた相手の信頼を損なうことになる。</p> <p>エ 里山の保全と活用に関して、現時点において十分な方策が確立されておらず、長期的な視点で技術的側面や人のネットワークなどの蓄積などの対応が不可。また、それに関わる人材についても同様に継続的な職員の育成が必要。そのため、技術や人材などの継続した蓄積可能な県の直営であることが必要。</p>	<p>ア 森林管理(森林計画、治山事業、森緑事業など)環境管理に関しては専門的な知識と技術及び権限を有する県職員が常駐し直接的に関与する必要がある。</p> <p>イ 人材育成のプログラムやサポートを実施するにあたり、里山の保全や活用の専門的な知識と技術を有する職員の存在は不可欠。</p>	